

令和5年

桑折町農業委員会会議録

第12回総会

令和5年12月15日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和5年12月15日 午後2時45分

2. 場 所 桑折町役場 大会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 佐藤 孝	2 高橋 貢
3 寺島 智史	4 佐藤 親
5 大泉 忠志	6 山家 修
7 菅野 昭一	8 蓬田 浩幸
9 浅野 国英	10 佐藤 徳雄

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 報告第6号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届出
について

議案第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請につ
いて

議案第33号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利
用集積計画の決定について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 八巻 靖之
係長 吉田 安孝
主任主査 後藤 尚子
主任主査 小野地 俊介
農業振興調整官 荒川 光弘

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただいまから令和5年第12回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは議事録署名委員を指名いたします。

4番 佐藤 親 委員

5番 大泉 忠志 委員 を指名いたします。

それでは、総会日程第2、報告第6号「農地法施行規則29条第1項第1号の規定による農地転用届出について」を議題といたします。

それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【報告第6号、農地法施行規則第29条第1項第1号による届出 整理番号1を朗読後、説明】

200㎡未満の農業用施設への転用届出が1件ありました。

敷地面積が200㎡未満で、建設面積が90㎡未満の農業用施設（倉庫・物置・作業用進入路等）であれば、転用許可を取ることなく届出によることが可能となります。

今回は、農業用倉庫の建設敷地とするための届出となります。

場所は、自宅隣の農地であり、周辺農地への影響はないことを確認しております。内容を確認し、事務処理規定に基づき専決により受理したため報告します。

会 長

ただいまの報告第6号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問発言なし)

会 長

特に発言がないようですので、以上で報告第6号を終わります。

次に、総会日程第3、議案第31号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第31号、農地法第3条許可申請 整理番号2から4を朗読後、説明】

申請地は、譲渡人が保有している農地です。譲渡人は、県外居住であり、当該農地での耕作は不可能であるため、近所で農業を営む譲受人3名に所有する全ての農地の所有権移転を行うための申請になります。

なお、整理番号4の譲受人は、以前より譲渡人と賃貸借契約を結んで耕作を行っておりました。

譲受人の3名は、従来、町内で農業を営んでおり、所有権を移転したとしても周辺農地への影響はないと考えます。

本申請については、別紙調査書のとおり3条許可要件を満たしていますので、許可することに問題はないと考えます。

【議案第31号、農地法第3条許可申請 整理番号5を朗読後、説明】

申請地は、譲渡人が所有している農地です。譲渡人と譲受人は、以前より当該農地に関して賃貸借契約を結んでおり、この度、その農地の所有権を移転するための申請です。

譲受人は、所有権を移転した後も引き続き耕作するため、周辺の農地への影響はないと考えます。

本申請については、別紙調査書のとおり3条許可要件を満たしていますので、許可することに問題はないと考えます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願

います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第31号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第31号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、総会日程第4、議案第32号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第32号、農地法第5条第1項の事業変更申請、整理番号6を朗読後、説明】

整理番号6については、令和4年12月の農業委員会総会において、農地法第5条第1項の規定による農地転用（一時）の許可を受けた後、申請人である東北電力ネットワーク株式会社が鉄塔建て替え及び新設工事を進めておりましたが、電気の供給先であるイオンモール建設工事の遅れと鉄塔建設位置⑦の変更のため、許可を受けている一部の農地について許可期間の延長の申請を行うものです。

今回の申請は、当該農地の転用許可期間の終期を、令和5年12月31日から令和6年12月31日に1年間延長したいという内容になっております。

なお、今後、鉄塔建設位置⑦についての一時転用申請と、イオンモールに設けするための新たな鉄塔建設工事についての一時転用申請を来月以降に改めて行うということでした。

本申請については、既に一時転用許可と出している農地について、供給先都合による工期延長のための転用許可期間の延長という申請であり、新たに転用を行うということではないことから、許可することはやむを得ないと考えます。

会 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第32号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、議案第32号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、総会日程第5、議案第33号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 **【議案第33号、旧農業経営基盤強化促進法 整理番号7から15（利用権）、整理番号16から18（所有権）を朗読後、説明】**
詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。
整理番号7から15については、農地中間管理事業を利用した賃借権及び、使用貸借権となり、福島県農業振興公社との転貸契約となります。
利用権設定については、すべて改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
整理番号16から18について、譲受人が所有する農地に近接した農地の所有権移転です。先日開催されたあっせん委員会において、会長及び農業委員立ち合いのもと双方で合意した案件です。
今回は、譲受人の経営規模拡大を理由とした所有権移転となります。農地取得後は、桃の栽培をするということなので、農地取得による周辺農地への影響はなく、適切に農地が利用されると思います。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。議案第33号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第33号は、原案のとおり決定いたしました。

以上を持ちまして、12月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。

令和5年第12回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後2時56分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年12月15日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人